

近畿運輸局海上安全環境部業務体験実習実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、海事技術行政に関心を持つ大学及び大学院（以下「教育機関」という。）の技術系（造船、機械、電気等）の学生を対象として、近畿運輸局海上安全環境部において業務体験実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）を行う場合における当該実習の期間、実習の受け入れ手続き、実習生が従うべき服務規律、その他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、教育機関の学生を近畿運輸局海上安全環境部において業務体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、海事技術行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(実習の期間)

第3 実習の期間は、原則として、毎年7月から9月までの間で近畿運輸局海上安全環境部が決定する期間とする。

(実習生の資格要件)

第4 実習生は、本邦に所在する教育機関の学生であって、日本国籍を有する者のうち、意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者とする。

(実習生の受け入れ手続き)

第5 実習生の受け入れ手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関は、実習生として推薦する学生をとりまとめ、近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課に提出する。
- (2) 近畿運輸局海上安全環境部は、教育機関の推薦に基づき、受け入れる学生を選考、決定し教育機関に通知する。当該学生への結果の通知は各教育機関において行う。
- (3) 実習生受け入れの通知を受けた教育機関は、近畿運輸局海上安全環境部長との間で実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結する。
- (4) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約書を近畿運輸局海上安全環境部長宛に提出し、実習を行う。

(指導員)

第6 近畿運輸局海上安全環境部は指導員を設け、実習生の指導にあたることとする。

(実習生の服務等)

第7 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、近畿運輸局職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、近畿運輸局海上安全環境部の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (4) 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習生受入機関から実習に関する報告書やアンケート等の提出を求められた場合は、これに協力し、提出しなければならない。
- (6) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習生受入機関の承認を得なければならない。
- (7) 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (8) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入機関は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (9) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

(実習に係わる費用負担)

第8 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第9 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が近畿運輸局海上安全環境部、関係機関、もしくは、第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第10 この要領等に定の無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、近畿運輸局海上安全環境部、教育機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附則1 この要領は、平成23年6月1日より施行する。